

10. 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全部当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返還

第19条 (返還)

借受人又は運転者は、レンタカーを借り期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他の不抗力により借り期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条 (返還時の措置等)

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって耗減した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカード内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品については保管の責を負わないものとします。

第21条 (借用期間の変更)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借り期間を変更したときは、変更後の借用期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条 (借用料金の算定)

借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(乗賃料金)が当初乗賃料金を超える場合には、その超過分を支払うものとします。ただし、当初乗賃料金を下回る場合は、もとより返却料金を支払うものとします。

2. 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更距離料を支払うものとします。

返還場所変更距離料=返還距離×借用料金× $\times 10\%$

第23条 (レンタカー運賃料金の算定)

借受人は、レンタカー返還料+超過料金、付帯料金、ガソリン料金等の未精算がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

2. レンタカー返還料は燃料未精算(タンク入り)の場合は、借受人は、当社が別途定める既出の算出燃料料金を支払うものとします。

第24条 (不適なとした場合の措置)

当社は、借受人又は運転者が、借用期間を満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないと、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不適なとしたと認められるときは、刑事告訴を行う等の措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に付し、不適返還報告書を提出することも、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第2条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の旅費を支払うものとします。なおこの場合、当社はレンタカーへの遺留品について責を負わないものとします。

4. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、当社が借受人又は運転者の承諾なくしてレンタカーを引き上げることについて予め同意し、当社のレンタカーの引き上げに關して、民事・刑事その他理由の如何を問わず、一切異議を述べないことをとします。なおこの場合、当社はレンタカー内の遺留品について責を負わないものとします。

第6章 運賃・事故・故障時の措置

第55条 (故障発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第26条 (事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の発生等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行なう場合は、当社が認めた場所を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。

(3) 事故に際し当社及び当社が実施している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅延なく提出すること。

(4) 事故に際し相手方に小競争その他の合意をするときは、あらかじめ当社の判断を経ること。

2. 借受人又は運転者は、事故の場所をとどめ、自らの責任において事件を処理し、及び解決をとるものとします。

3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その処理に協力するものとします。

4. 借受人又は運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人又は運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号定める場合に利用することを異議なく承諾するものとします。

(1) 借受人又は運転者が、運転中の運転状況を当社に記録する場合。

(2) 事故削除及び修理する商品・サービスの品質向上のため、顧客満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。

(3) 法令又は規制機関により示されが要求された場合。

第27条 (交通事故時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに交通事故が発生したときの事故報告を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察署に通報すること。

(2) 直ちに被損傷部等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の怪盗に該当し当社及び当社が実施している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅延なく提出すること。

第28条 (使用不能による賃貸契約の終了)

使用不能は、事故、盗難、天災その他の理由(以下「障害」といいます)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸度契約を終了するものとします。

2. 借受人又は運転者は、貸度契約終了時に現金料金及び付帯料金を支払うものとします。なお、特約により貸度料金が後払いになっているとき、又は貸度期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。ただし、障害等が第3項又は第5項に定める事由による場合は、原則貸度契約を終り得ないものとします。

3. 故障等が年度ごとに定期的に発生する場合、新たな貸度契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

4. 借受人は前項の代替レンタカーの提供を受けるときは、当社は、被損傷部の修理料金を全額返却するものとします。なお、代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5. 故障等が借受人、運転者及び当社の手により届けられた場合により生じた場合は、当社は、被損傷部の修理料金を全額負担するものとします。貸度契約から貸度契約の終了までの期間に応じて貸度料金を差し引いた額を借受人に返還するものとします。

6. レンタカーの使用中ににおいて天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となる場合には、貸度契約を終するものとします。

7. 借受人は前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとし、レンタカーを明けてきた期間に応じて貸度料金を、当社に支払うものとします。ただし、既に全部受領済みの場合除きます。

8. 借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生じる損害について当社に対し、本条に定める以外いかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第29条 (賠償及び補償)

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用料に第二者又は当社に損害を与えたときは、第35条第1項の規定に基づく代理賃貸を受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盜難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をとるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第30条 (保険及び賠償)

借受人又は運転者は、レンタカーの運賃及び付帯料金を支払ったものとし、当社はレンタカーの修理料金を後払いしないものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

2. 事故等が年度ごとに定期的に発生する場合、新たな貸度契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

3. 事故等が借受人、運転者及び当社の手により届けられた場合により生じた場合は、当社は、被損傷部の修理料金を全額返却するものとします。なお、代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

4. 借受人は前項の代替レンタカーの提供を受けるときは、当社は、被損傷部の修理料金を全額負担するものとします。なお、代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5. 故障等が借受人、運転者及び当社の手により届けられた場合により生じた場合は、当社は、被損傷部の修理料金を全額負担するものとします。なお、代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

6. 緊急及び当社各店舗に届けない事故、故障等の修理料金の免責条件に該当する事由により貸度料金を後払いする場合は、第35条第1項から5号、第2項1号、若しくは第17条1号から11号の1に該当して発生した事故、及び借り期間を無断で延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険並びにこの補償制度は適用されません。

第8章 賃貸契約の解除

第31条 (賃貸契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知、催告を要せずに貸度契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸度料金を借受人に返還しないものとします。ただし、紛糾により貸度料金が後払いになっているとき、又は借り期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

(1) この状態に陥ったとき。

(2) 借受人又は運転者が、事故による交通事故を起こしたとき、又はレンタカーが損傷あるいは故障したとき。

(3) 第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

第32条 (同意解約)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得てレンタカーを返還し次に定める解約手数料を支払った上で貸度契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸度料金から、貸度から返還までの期間に応じて貸度料金を差し引いた額を借受人に返還するものとします。

2. 借受人は、前項の解約は、次に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料=(貸度契約期間に応じて貸度料金)-(貸度から解約までの期間に応じて貸度料金) × 50%

第9章 個人情報

第33条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業登録を受けた事業者として、貸度契約締結契約に登録を作成する等、事業登録の条件として義務付けられている事項を実施するため。

(2) 借受人又は運転者が、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催に際して、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により、案内するため。

(3) 貸度契約の締結に際し、借受人又は運転者に、本人確認及び貸度契約締結契約の可否についての審査を行うため。

(4) 商業利用あるべき賃貸満足度向上施策のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を適切に集計・分析し、個人識別・特定できない形態に加工した結果を作成するため。

(6) 以下の個人情報書面又は電子媒体によりグループ会社、当社の持株会社に対する車両運転履歴の全部の貸度料金を含みます。

2. 第1項各号に定めてない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して下さい。

第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報を、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカーアソシエイション及び加盟する各地域レンタカーアソシエイションの会員であるレンタカーサービスによる貸度契約登録のため利用されるものとします。

(1) 当社が道路運送法第51条の4第1項に基づいて賃貸契約金の納付を命ぜられた場合

(2) 当社に対する第18条第5項に規定する車両運転履歴登録料の全部の支払いがない場合

(3) 第24条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

2. 代理貸度をする場合には、該当レンタカーや提供したレンタカーサービスの貸度契約を適用するものとします。

3. 代理貸度をし用いる場合に定める「貸度料金」は、該当レンタカーや提供した事業者のある様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸度し車両の様式の貸度料金によるものとします。

4. 代理貸度をした場合において、該当貸度をした車両について、故障等のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーや車両提供事業者の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第36条 (解約)

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとします。

第37条 (消費税、地方消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対する運賃料金を支払うものとします。

第38条 (合意賃貸契約書)

借受人又は運転者と当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率16%の割合による運賃料金を支払うものとします。

第39条 (解約)

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の各店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。また、これを変更した場合も 同様とします。

第40条 (邦文約款の優先適用)

邦文約款又は英文版の書面または用語につき翻訳がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

第41条 (合意賃貸契約書)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は各店舗所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、平成29年7月1日から施行します。